

- (1) 紛議参加者数 鑄物工(本工)一名
 - (2) 紛議参加者中組合加盟者数並其ノ組合名
 全評関東金属労働組合加入者一名
 - (3) 應援団体名
 全評関東金属労働組合
- 五、紛議発生原因

昭和十一年十月二十五日ヨリ該工場ニ於テ請負制度ヲ採用シタルヲ以テ各従業員ノ收入増加シタルモ同工場従業員伊藤誠吉ハ毎月自己ノ都合ニ依リ十五六日以上ノ欠勤ヲ爲シ就業上支障少カラズ爲メニ一般従業員ヨリ不平續出スルヲ以テ昭和十二年二月十日全人ニ對シ解雇ヲ申渡シタルモノナリ

六、経過

(1) 工場側ニ在リテハ解雇手當トシテ日給ノ十四日分支給ニ對シ伊藤誠吉ハ四十日分ヲ要求シタリ

六、交渉状況

二月十八日午後二時ヨリ

- 工場主 早川源吉
- 従業員 伊藤誠吉
- 組合側 柳本義雄

ト會見交渉ノ結果解雇ヲ承認シ解雇手當ニ関シ更ニ交渉ヲ重ネタルカ 結局左記條件ヲ以テ圓滿解決セリ

解決條件

工場主ハ解雇手當トシテ伊藤誠吉ニ對シ金五拾圓ヲ支給ス

右及申(通) 報候也